



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次（\*については県例規集掲載事項）（取扱課室名） ページ

## ○ 規則

\* 68 和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則（文化学術課）..... 1

## ○ 告示

894 生活保護法による指定医療機関の廃止（社会福祉課）..... 1

895 生活保護法による医療機関の指定（ ）..... 2

896 川辺町周辺土地改良区の役員の退任（農業農村整備課）..... 2

897 道路の区域変更（道路保全課）..... 2

## 規 則

### 和歌山県規則第68号

和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県民文化会館管理規則（平成9年和歌山県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                            | 改 正 前                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| (指定の申請)<br>第18条 略<br>2 略<br>3 <u>知事は、指定管理者の候補者として適当な団<br/>体を指名し、条例第7条の規定による申請を求<br/>めるものとする。</u> | (指定の申請)<br>第18条 略<br>2 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年11月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指 定<br>番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止<br>年月日 |
|------------|-----|-------|------------|
|            |     |       |            |

|             |               |             |                |
|-------------|---------------|-------------|----------------|
| 田病新<br>1-26 | 医療法人研医会田辺中央病院 | 田辺市南新町147   | 令和<br>7. 9. 13 |
| 新薬新<br>5-26 | ひかり調剤薬局いのさわ店  | 新宮市井の沢11-13 | 令和<br>7. 9. 30 |

和歌山県告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年11月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指 定<br>番 号   | 名 称           | 所 在 地       | 指 定<br>年 月 日   |
|--------------|---------------|-------------|----------------|
| 田病新<br>5-07  | 医療法人研医会田辺中央病院 | 田辺市宝来町24-1  | 令和<br>7. 9. 14 |
| 新薬新<br>28-07 | ひかり調剤薬局いのさわ店  | 新宮市井の沢11-13 | 令和<br>7. 10. 1 |
| 岩医新<br>60-07 | やまいり内科クリニック   | 岩出市岡田235-1  | 令和<br>7. 11. 1 |
| 岩薬新<br>29-07 | やよい堂薬局岩出店     | 岩出市岡田224番地1 | 令和<br>7. 11. 1 |

和歌山県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年11月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

退任した役員（令和7年10月23日退任）

職名 氏 名 住 所  
理事 山崎辰雄 日高郡日高川町大字土生579番地

和歌山県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考<br>メートル |
|-----|------|----------------------|-------------|-------------|
|     |      |                      |             |             |

|                                                    |   |                     |        |             |
|----------------------------------------------------|---|---------------------|--------|-------------|
| 有田郡有田川町大字西ヶ峯字東<br>向498番1地先から同町大字西ヶ<br>峯字嶽ヶ600番地先まで | 旧 | 4.75<br>ゝ<br>24.32  | 513.45 |             |
| 同上                                                 | 新 | 4.75<br>ゝ<br>24.32  | 513.45 |             |
| 同上                                                 | 新 | 10.19<br>ゝ<br>26.38 | 455.13 | 無名橋 L=60.00 |